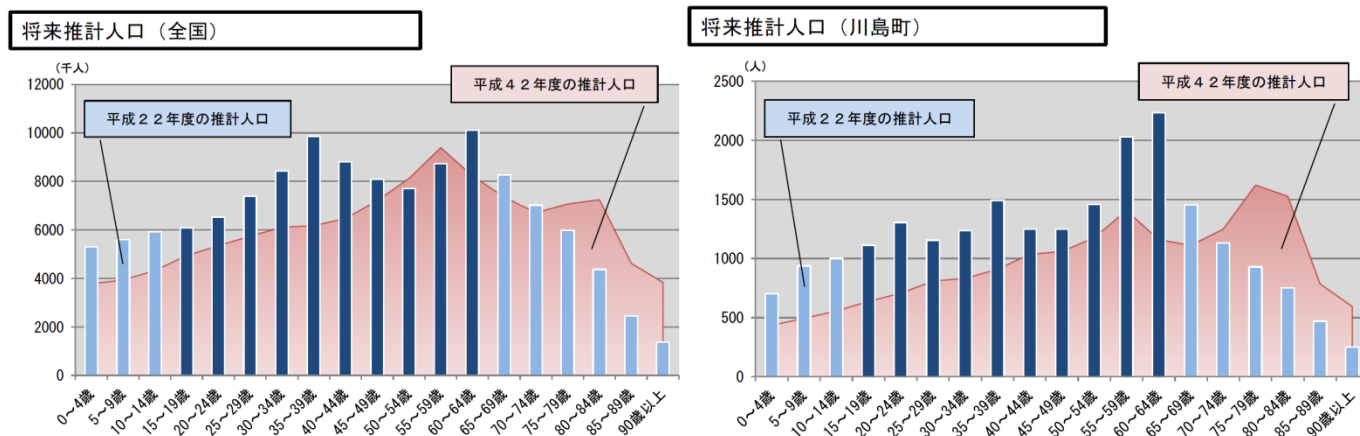


川島町子育て支援拠点施設等整備計画（案）の概要

I 計画策定の背景・目的

現在、わが国は深刻な少子化・高齢化時代に突入しており、こうした人口構造の変化は健全で活力ある社会経済を維持していく上で、様々な支障をもたらすことが懸念されています。

他方、結婚や子育てに関する希望は実際の出生率を上回っており、現実との乖離が指摘されています。この乖離の要因としては社会情勢の変化による就業の問題や核家族化による子育てへの不安等が上げられており、これらの課題を解決し、希望する結婚や子育てを実現できる環境を整備する事は重要な政策課題となっています。



〔表-1〕 今後20年間の人口構造の変化

(参考：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」)

このような状況を受け、川島町においては、次世代を担う子供たちの育成と子育て支援を充実させるため「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を平成22年に策定し、計画的な取組みを推進しています。同計画では町民が望むサービスの量的・質的なニーズ調査を実施しており、今後取り組むべき方向性が示されています。

本計画においてはこれらの町民ニーズを考慮し、結婚・妊娠・出産・育児について総合的な情報提供及び活動・相談のできる中心的な施設・環境を整備することを目的とし、もって、少子化の改善を企図します。

川島町次世代育成支援行動計画 基本理念

子どもの未来を
地域で支えるまちづくり

II これまでの経緯

◆川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）策定

(平成22年)

次世代育成支援対策推進法の第8条の規定に基づき、川島町における次世代育成支援対策の実施に関する計画です。将来的なニーズ量を勘案し、目標事業量を設定しております。児童館あるいは親子で気軽に集まれる子育て支援拠点施設の整備が望まれており、計画に位置付けられています。

◆関係課職員による子育て支援拠点事業庁内検討委員会での検討

(平成25年8月から平成26年2月)

関係課職員による子育て支援拠点事業庁内検討委員会を立ち上げ、町民ニーズに対応した施設の整備目的、機能、事業内容、施設のあり方等について検討いたしました。検討委員会においては整備予定の施設として①児童センター、②子育て支援センター、③スクーリングサポートセンター、④放課後児童クラブが挙げられています。また各施設を複合化することによる相乗効果や、施設管理面でのコスト削減が検討されています。建物の整備に関しても、整備コスト削減の観点から、平成27年度末に廃園が決定している川島幼稚園の有効活用が挙げられています。



◆子育て支援拠点施設等整備計画の策定に着手

(平成26年11月より現在)

実際の子育て支援拠点施設整備に向け整備計画の策定に着手いたしました。実際の施設整備においては、より一層の町民ニーズ把握が重要と考え、施設整備に関するワークショップを実施しております。

◆子育て支援拠点施設等整備計画（案）策定ワークショップの開催

(平成27年1月20日・27日、2月17日)



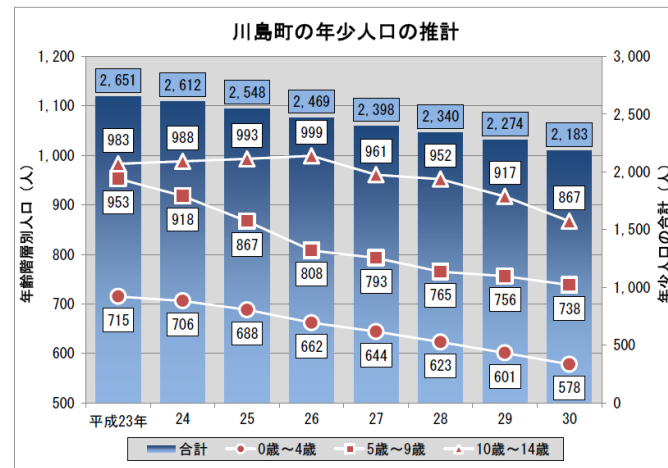
整備計画を策定するにあたり、広く住民意向を反映するとともに、住民参加の機運を醸成することを目的として、ワークショップを開催しました。今回のワークショップでは、施設のハード面やソフト面で必要と思われる事柄や、川島幼稚園の改修案について意見を求めています。

Ⅲ 整備に向けた基本的な考え方

◆町の子育て環境の概要

①年少人口の推計

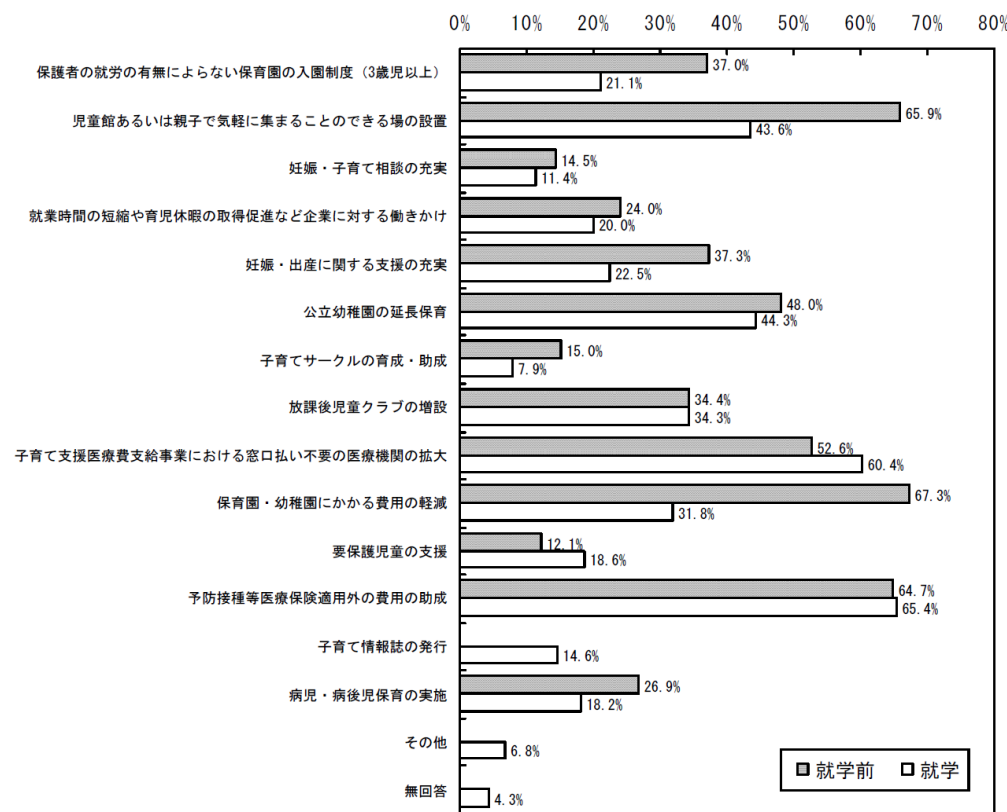
次世代育成支援行動計画によると、町の年少人口（0歳から14歳）は平成25年には2,548人、その後、毎年、約3%程度で減少し続け、平成28年に2,340人、平成30年には2,183人と推計されています。



②次世代育成支援に関するニーズ調査結果

川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）においての次世代育成支援に関するニーズ調査では、町の子育て支援として、施設面では「児童館あるいは親子で気軽に集まることのできる場の設置」が65.9%、「放課後児童クラブの増設」が34.4%と多くの就学前児童の保護者に望まれています。

■ 川島町の子育て支援において必要な支援・対策



※「子育て情報誌の発行」は就学児童保護者のみの設問。

資料:次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書H21.3(就学前回答者数346、就学回答者数280)

③町の保育園・幼稚園

町には、平成26年4月現在、公立保育園2園（定員245人）、公立幼稚園1園（定員210人）、私立幼稚園1園（定員280人）、併せて735人の定員となっています。

今後は、女性の就労率の上昇などにより0～2歳児の保育需要が高まっていることから、動向に注意し、対応していくことが重要と思われます。

■ 保育園の定員

名称	公立・私立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
さくら保育園	公立	6	16	18	25	30	30	125
けやき保育園	公立	6	16	18	20	30	30	120
合計		12	32	36	45	60	60	245

■ 年齢別保育児童数の推移

名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成23年	6	20	35	41	38	36
平成24年	5	23	30	38	45	38
平成25年	3	31	29	35	36	35
平成26年	5	36	43	40	34	38

■ 幼稚園の定員

名称	公立・私立	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
川島幼稚園	公立				0	105	105	210
とねがわ幼稚園	私立				70	105	105	280
合計					70	210	210	490

■ 園児数の推移

名称	川島幼稚園	とねがわ幼稚園	合計
平成23年	102	140	242
平成24年	93	144	237
平成25年	107	144	251
平成26年	79	166	245

④放課後児童クラブ（学童保育室）

放課後児童クラブは、町内に3クラブあり、全小学校の児童が対象です。

各クラブの定員は、ここ数年120人前後で推移していますが、保育園と同様に、入室希望者が増える可能性も推測されます。

■ 放課後児童クラブの概要・利用状況

名称	小学校区	定員	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
かっぱくらぶ	中山小学校	70	41	42	43	56
どりいむくらぶ	伊草小学校	60	39	32	38	47
かわじま学童くらぶ	三保谷・出丸・ハツ保・小見野小学校	40		16	30	41

⑤子育て支援センター（さくら保育園内）

子育て中の親と子供たちの交流の場として、親子教室や相談事業を実施しています。

また、子育てについての情報交換や交流を目的に、子育て中のお母さん方がサークル活動を行なわれています。

- ・親子教室：毎週水曜日
- ・子育て相談：毎週火・木曜日（電話相談）、毎週月・金曜日（面接相談）
- ・育児サークル

■子育て支援センターの利用状況

内容	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
親子教室	668	968	1,572	843
グループ利用	1,197	897	1,913	1,717

■一時保育事業（さくら保育園内）利用状況

同施設内には、保護者が急な用事や育児疲れ解消などのため、一時的に保育できないときに保育園で保育を行います。

対象児童 満1歳以上（離乳食完了児）

保育時間 平日：午前8時30分～午後5時、土曜日：午後8時30分～正午

利用料 1日：2,400円（昼食代を含む）、2時間単位：600円（昼食が必要な場合+150円）

内容	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
一日保育	155	98	204	197
2時間保育	10	16	32	32
4時間保育	83	69	85	118
6時間保育	265	430	221	357
合計	513	613	542	704

⑥スクーリングサポートセンター

不登校・いじめなど児童生徒に関する相談を受け付けています。

場 所 川島町コミュニティセンター

開設日 学校の授業がある日

時 間 午後1時～3時（面接相談は予約制）

■相談者の内訳（延べ人数）

相談者	平成23年	平成24年
小学生・中学生	81	127
保護者	76	83
教職員・その他	156	133
合計	313	343

■電話相談者の内訳（延べ人数）

相談者	平成23年	平成24年	電話相談の内容
小学生・中学生	32	39	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校 ・友人関係 ・性格、行動 ・その他
保護者	26	50	
教職員・その他	229	282	
合計	287	371	

◆整備に向けた基本的な考え方

現在、我が国では出生率の低下に伴う少子化が進み、子供や子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所や放課後児童クラブで多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなども、全国的な問題となっています。

これらの課題に対処し、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

子育て支援拠点を整備するうえでは、上記のような課題や次世代育成支援行動計画での町民ニーズを考慮し、現在、川島町を含む子育て環境の課題に対応するため、支援拠点に求められるものを次のとおり整理しました。

- ①子育て不安や孤立感を覚える家庭の増加への対応
⇒地域子育て支援センターの増設、スクーリングサポートセンターの設置
- ②保育所や放課後児童クラブでの待機児童の解消
⇒保育所・放課後児童クラブの充実（現在、川島町では待機児童はいないため）
- ③児童館あるいは親子で気軽に集まることのできる場の提供
⇒児童館（センター）の設置、地域子育て支援センターの増設

以上3つの支援を行い、子供同士、親同士、さらには地域のさまざまな人たちと子育て家族をつなぐ「架け橋」としての働きをする施設です。

また、複数の子育て支援機能を持つことで各施設の機能が相乗効果を発揮することと、維持管理面でのコスト削減効果が期待できることから、廃園後の川島幼稚園を活用し、複合施設として計画します。

子育ての悩みや不安の解消、仕事と子育てを両立できる環境整備、児童や子育て親子が気軽に集い、交流できる場の提供を目的に町の子育て支援拠点施設として整備するものです。

IV 整備計画の概要

◆整備場所

町立川島幼稚園

既存公共施設の有効活用の観点から廃園（平成27年度末）後の施設を活用します。



◆整備予定の機能

①児童センター

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、体力増進を図ることを目的に整備します。

* 設置根拠：児童福祉法第40条

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、「児童厚生施設は児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」

児童センターは児童館機能に加え、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有する施設です。

整備にあたっては、次のことを基本的な事項とします。

ア) 児童の遊びの場

少子化や核家族化の進行に伴い、子供同士の交流機会が少なくなっていますが、遊びを通して友だちづくりの場を提供するとともに社会性や協調性を育みます。また、天候に関係なく、児童が安全安心に遊ぶことのできる場を提供します。

イ) 児童の体力増進の場

児童の体力の低下が懸念されています。運動遊び用の機材等を用意するとともに体力増進指導を行い、遊びを通して体力を増進することができる場を提供します。

ウ) 親子のふれあいの場

子供同士のふれあいを通して、自分の子供の成長を確認することや子供の目線に立って遊びを体験し、親子の交流を深めることができる場を提供します。

エ) 親同士の交流の場

子供同士のふれあいを通して、親同士が語り合い、子育てに関する情報交換を行うなど、親同士の交流、仲間づくりの場を提供します。

参考：厚生労働省 放課後児童クラブガイドライン

オ) 本に親しむ場

健全で情操豊かな児童を育むうえで、本の果たす役割は重要です。町立図書館と連携し、読書に興味と関心を持ち、本に親しむ場を提供します。

整備予定の施設

【児童センター】

- ・ プレイルーム（体育遊戯室）
…児童の体力増進及び遊戯の場
- ・ 会議室（子育て支援センターとの共有）
…子育てサークル・ボランティアの活動・交流の場
- ・ 創作活動室
…児童の創作活動及び親子のふれあい事業等を行う場
- ・ 図書コーナー
…児童が読書に親しむ場、児童に読み聞かせやお話し等を行う場
(子育て支援センターとの共有)

②子育て支援センター

地域子育て支援センターは、児童福祉法施行規則 第1条の7に基づく施設で、子育て家庭等に対する相談指導や子育てサークルへの支援、子育てに関する情報提供を行うことにより、地域の

子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設です。町内には、現在、町立さくら保育園（川島町立西中学校区）に併設して1か所設置していますが、子育て家庭が歩いていける身近な場所に、親子で集まって相談や交流ができるよう、全ての中学校区での設置が求められており（埼玉県地域子育て支援拠点ガイドラインより）、町内2か所目の地域子育て支援センターとして整備するものです（川島町立川島中学校区）。

*** 設置根拠：児童福祉法施行規則 第1条の7**

法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

整備にあたっては、次のことを基本的な事項とします。

ア) 交流提供の場

家庭で子育て中の母子等は孤立化しやすいため、気軽に集まり相互に交流できる場を提供し、子育て家庭を支援します。

イ) 子育てに関する相談・援助の場

子育てに関する不安や悩みの相談できる場を提供し、子育て支援に関する情報を提供します。

ウ) 地域の子育て関連情報提供の場

近隣の家庭保育室、認可外保育施設等の保育資源の情報を提供します。

エ) 子育て支援に関する講習の場

さまざまな講習等を開催し、子育ての知識、技術などを提供します。

整備予定の施設

【子育て支援センター】

- ・ 子育て支援センター
…子育てに関する相談指導を行う場、子育てサークル・ボランティアの活動・交流の場
- ・ 授乳調乳室
…調乳及び児童の授乳の場
- ・ 乳幼児室
…乳幼児と保護者が遊びをとおしてふれあう場（児童センターとの共有）

③スクリーニングサポートセンター

少子化や核家族化の流れとともに、家庭の教育機能が低下し、従来は家族や地域の中ではぐくまれてきたコミュニケーション能力や対人関係調整能力の育成なども学校に期待されています。

また、学校に対する保護者からの相談も複雑化してきていることから、これらのニーズに対応し、町の教育目標の実現に向け、スクリーニングサポートセンターを整備します。

*** 設置根拠：文部科学省教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）**

整備にあたっては、教育の現状と課題をふまえ、次のことを基本的な事項とします。

ア) 相談支援の場

幼児・児童・生徒及びその保護者、町民、教職員を対象として不登校やいじめなどの問題の解決やその他生活や行事などの助言・援助を通してのさまざまな相談支援を行います。

また、心身の発達に不安がある子どもの就学についての相談・支援も行います。

※相談方法としては、来所による相談や電話による相談、学校訪問による相談を行います。

イ) 適応指導の場

不登校児童・生徒に対して、学校生活における精神的悩み、人間関係でのストレス、児童・生徒の心理的または環境をめぐる問題に関する相談や支援を行います。

また、学校復帰に向けて、学習指導や生活指導・進路指導、カウンセリングなどを行うとともに、基本的な生活習慣の改善なども行います。

ウ) 訪問支援の場

不登校や悩みを抱える児童・生徒に対して、カウンセリングによる相談を行います。

エ) 児童・生徒の登校支援の場

各校から長期欠席児童・生徒に関する調査を実施し、その結果の分析・ケース会議を行います。

整備予定の施設

【スクリーニングサポートセンター】

- ・ 教育相談室
- ・ 適応指導教室

④放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子供たちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っています。

4つの小学校（三保谷・出丸・八ツ保・小見野）の児童を対象とした、放課後児童クラブとして、施設の更なる充実を目的とした整備を行います。

* 設置根拠：児童福祉法第6条の3

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

整備にあたっては、次のことを基本的な事項とします。

ア) 児童の遊びの場

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子供たちの健全育成のため、遊びの場を提供します。

イ) 児童の生活の場

子供が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、また、基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行う場を提供します。

ウ) 保護者支援の場

女性の就労の増加や少子化が進行するなか、保護者と協力し、保護者が仕事と子育ての両立ができるように支援します。

整備予定の施設

【放課後児童クラブ】

- ・ 保育室（既存の2部屋を利用）

⑤共用部分（事務室・屋外広場）

児童センター、子育て支援センター職員が事務を行う場としてはすべての施設共有の事務室を整備します。

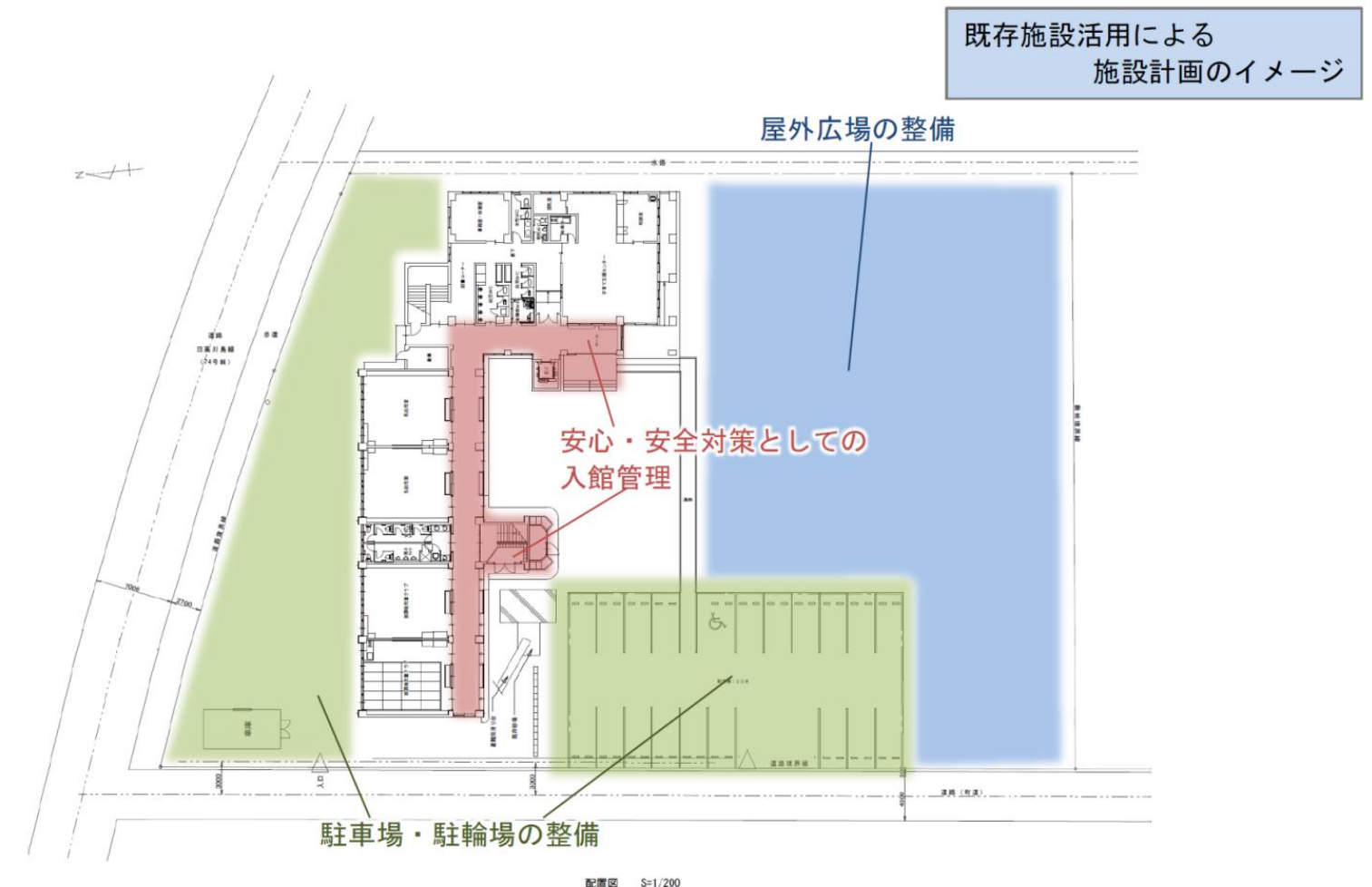
また、耐力増進のための運動の場として屋外広場を整備します。

⑥駐車場・駐輪場

施設には一定規模の駐車場、駐輪場を整備します。

駐車場は既存のものを利用し、また、駐輪場は敷地内に整備するものとします。なお、利用者の安全に配慮し、車と自転車、歩行者の動線には十分配慮する必要があります。

◆整備のイメージ



（整備のイメージであり、実際の改修計画は、今後の設計にて作成します）

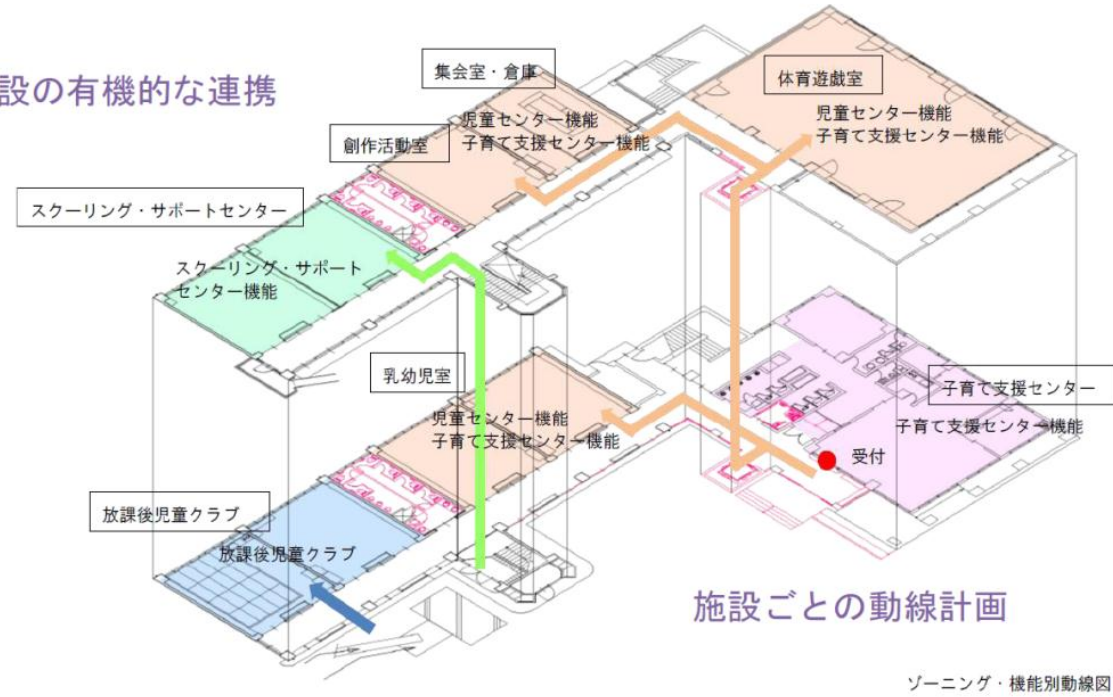
ワークショップでの意見

- ・ 敷地内のバリアフリー（段差・歩車道分離）
- ・ 遊び場としての安全対策（進入防止・飛び出し防止）
- ・ 自然とのふれあい
- ・ 子供が遊べる水場
- ・ ベビーカーや三輪車、自転車置き場

等、ほか多数

複合化による施設計画のイメージ

各施設の有機的な連携



(整備のイメージであり、実際の改修計画は、今後の設計にて作成します)

ワークショップでの意見

- ・ 入退室の管理
- ・ 上足、下足の区別
- ・ 2階へのアプローチを容易に
- ・ トイレの整備 (大人用、子供用)
- ・ 授乳室 (給湯設備付き) の整備
- ・ 荷物用ロッカーの整備
- ・ 乳児がハイハイしても安全な施設

等、ほか多数

◆整備工事について

既存施設の利用については以下の工事が想定されます。

①施設の維持に必要な修繕・改修工事 (屋上防水修繕、外壁修繕、空調設備改修等)

建物の維持には修繕工事が欠かせません。目的としている機能を保全する為にも、定期的な修繕工事が必要です。また、新築後ある程度の期間が経つと、当初の要求性能より、改修時点の要求性能が上回り、機能的に不備が発生することがあります。改修時点での要求を満足させる為にも改修工事の実施が必要となります。

②建物用途の変更に伴う改修工事 (法令適合に伴う改修、円滑な建物利用に伴う改修等)

既存施設の利用にあたっては、用途変更 (今回の計画では「学校用途」から「児童福祉施設用途」への変更) による法令適合のための改修工事が発生します。関係する現行法令への適合は、施設利用時の安全性確保や利便性の確保のために必要となります。

③利用者の利便性、安全性を考慮した改修工事

整備後の施設が、利用者に安心して使っていただくため、また、安心して使っていただくための改修工事です。小さなお子さんからお年寄りまでの利用を考慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザインの活用等を検討し、整備計画に盛り込みます。

IV 今後のスケジュール

本整備計画では、町民ニーズによる支援の内容や、既存施設の利用等の整備手法を検討してきました。既存施設の活用に向けては、今後さらに詳細な検討が必要となりますが、子育ての悩みや不安の解消、仕事と子育てを両立できる環境整備、児童や子育て親子が気軽に集い、交流できる場の提供を目的に、町の子育て支援拠点として有効な施設を計画していきます。

以下に今後の作業スケジュールを記載します。

平成26年度	2月25日 ↓ 3月13日	町民コメントの実施
	3月末	子育て支援拠点施設等整備計画の策定
平成27年度	5月 ↓ 12月	改修工事設計
平成28年度	5月 ↓ 3月	改修工事
平成29年度	4月	オープン

(作業スケジュールは目安であり、変更の可能性があります)